

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成
27年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に
改める。

第2条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4
月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた令和元年10月7日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給与改定に関連して特別職の職員の給与について必要な措置を講ずるため、この条例を制定するものである。

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、100分の<u>172.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、100分の<u>167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、100分の<u>170</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、100分の<u>172.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>